

鎌倉市公共施設再編計画 NEWS No.9

平成26年12月発行

● 鎌倉市公共施設再編計画（素案）の意見公募手続きを行いました

平成26年9月から10月に「鎌倉市公共施設再編計画（素案）」の意見公募手続（パブリックコメント）と説明会を行いました。

1. 意見公募手続（パブリックコメント）の概要

「鎌倉市公共施設再編計画（素案）」について多くの方から貴重なご意見をいただきました。その結果について、市ホームページで公開していますのでご覧ください。

● 鎌倉市公共施設再編計画（素案）の意見公募結果の概要

- ・ 募集期間：平成26年9月17日（水）～平成26年10月16日（木）
- ・ 募集方法：市ホームページへの掲載、経営企画課窓口での冊子供覧・配布、各支所での冊子供覧
- ・ 意見提出数：総数57通（113項目）

● ご意見等も踏まえ、次のような検討を進めています。

- ・ 1章：計画の位置付けに関する記述内容の工夫、計画期間（40年間）の短期、中期の期間の見直し
- ・ 2章：公共施設の現状に関する情報（耐震化の状況、津波想定浸水範囲、利用状況、コストデータ等）の追加、時点修正
- ・ 3章：取組方針に、防災面の課題やエネルギー等に関する環境面での課題への配慮を追加
- ・ 4章：施設分類別の再編計画のレイアウトの変更
参考事例の追加
各行政地域における図書サービスの提供機能に関する再検討
- ・ 5章：推進体制等に関する記述の工夫 等

2. 鎌倉市公共施設再編計画（素案）説明会の概要

「鎌倉市公共施設再編計画（素案）」について、市民の皆さんの理解を深めていただくために、説明会を開催しました。

説明は松尾市長が行い、談話形式で意見交換を行いました。主な質疑内容について、市ホームページで公開していますのでご覧ください。

● 説明会の開催日時

月日	時間	場所
10月1日(水)	18:00～19:30	深沢学習センター
10月2日(木)	18:00～19:30	腰越学習センター
10月3日(金)	14:00～15:30	玉縄学習センター分室
10月5日(日)	10:30～12:00	市役所本庁舎
10月6日(月)	19:00～20:30	大船駅周辺整備事務所

説明会の様子（腰越学習センター）



●公共施設再編計画市民シンポジウムを開催しました

次の世代に過大な負担を残さない将来の公共施設のあり方について、市長自らその考え方を示し、市民の皆さんと共に公共施設の再編について理解を深めていくため、「公共施設再編計画市民シンポジウム」を平成26年11月23日（日）に開催しました。

プロローグ「公共施設再編計画策定のねらい」



鎌倉市長 松尾 崇

鎌倉市全体の財政と公共施設更新費用の見通しを踏まえると、財源を現状維持した場合でも全ての施設更新はできないこと、施設量を維持する場合は市民一人当たり負担の大幅な増加が見込まれることについて説明がありました。

そして「次の世代に過大な負担を残さない」ため、公共サービスのあり方の見直し、施設の規模・配置のあり方の見直し、施設の整備・運営の効率化・財源確保、具体化に向けた体制整備について、検討内容の説明がありました。

基調講演「インフラ崩壊時代に問われる市民の責任」



東洋大学経済学部教授
根本 祐二氏

東洋大学経済学部教授の根本祐二氏の基調講演では、日本におけるインフラ整備の経緯と現状の課題及び先進的な取組み事例の紹介がありました。

既存の公共施設・インフラが老朽化し、人命に関わる事故が起きている一方で、全ての更新財源は見込めず、公共施設・インフラの削減は不可避だと提示されました。ただし、できるだけサービスを落とさずに、最大限負担を引き下げる知恵はあると事例を用いて説明され、市民は次の世代の負担を考えるよう促しました。

パネルディスカッション「事例に基づく再編手法」

パネルディスカッションでは、パネリストから再編事例の紹介と合わせ、鎌倉市における活用の観点や実施上の行政・市民・民間の役割と連携について多様で示唆に富む提言がなされました。

パネリストの主なご意見



東洋大学 PPP研究センター
リサーチパートナー
増井 玲子氏

公共施設再編では大胆な決断が求められるが、同時に新しい可能性や魅力を作り出す、市民との共同作業でもあり、市民の皆さんにも前向きに取り組んでいただきたい。



早稲田大学
創造理工学部建築学科教授
小松 幸夫氏

単に建物の長寿命化をするだけでなく、維持管理費用を踏まえた利活用の検討が必要である。また、公共サービスの提供においては民間との連携が益々必要になってくる。

パネルディスカッションの様子



首都大学東京
都市環境学部
建築都市コース助教
李 祥準氏

これまでの建物とサービスは一体であるという公共サービスの認識を、行政・市民共に変える必要がある。行政は市民が検討できるよう情報を示し、公共サービスの適正化に向けて合意形成を図る必要がある。